

沿岸広域振興局長告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小本川土地改良区（下閉伊郡岩泉町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年2月6日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

理事

竹 花 重 下閉伊郡岩泉町中島字卒郡26番地